

「男女がともにさんさんと輝けるまち つやま」の実現をめざして

第3次つやま男女共同参画

さんさんプラン

【平成25年度～29年度】

概要版



津山市

男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任もともに分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができる

男女共同参画社会

「男女がともにさんさんと輝けるまち つやま」 の実現をめざして

少子・高齢化の進行や人口減少に伴う労働力人口の減少、経済の長期低迷による雇用環境の悪化と格差の拡大などが大きな社会問題となり、わたしたちの生活や家族の形態、地域社会のありようにさまざまな影響を与えています。このような社会経済情勢の下、男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国の最重要課題となっています。

津山市では、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな施策に取り組んできましたが、女性の地位向上や固定的な性別役割分担意識に一定の変化が見られるものの、社会制度・慣行の中には依然として根強く残っているものもあり、性別に基づいて起こるあらゆる暴力の根絶や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など、さらなる課題も見えてきました。

これまでの成果や課題を踏まえ、引き続き男女共同参画社会の形成に向けた施策や事業を総合的かつ計画的に推進するため、**第3次つやま男女共同参画さんさんプラン**を策定しました。このプランは、**平成25年度から平成29年度までの5年間**における基本方針や具体的な施策をまとめたもので、行政はもとより、市民の皆さんが家庭、職場、学校、地域などあらゆる場において自ら考え、行動するための指針となるプランです。



7つの基本理念

津山市男女共同参画まちづくり条例第3条

- 1 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的な扱いや暴力を受けることなく、男女の人権が尊重されること。
- 2 性別による役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されること。
- 3 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
- 4 家族を構成する男女が、相互の理解と協力の下に、家事、育児、介護等の家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができること。
- 5 男女が、生涯を通じて身体的、精神的及び社会的に健康であって、相互の理解と協力の下に、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの意思が尊重されること。
- 6 男女が、自らの意思によって対等な立場で社会活動に参画することによって、豊かで活力あふれる地域社会を創造すること。
- 7 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。



4つの基本目標

各分野にわたる施策を計画的に進めます

- 基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり
- 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進
- 基本目標Ⅲ 多様な生き方が選択できる環境づくり
- 基本目標Ⅳ 男女がともに支える活力ある地域づくり

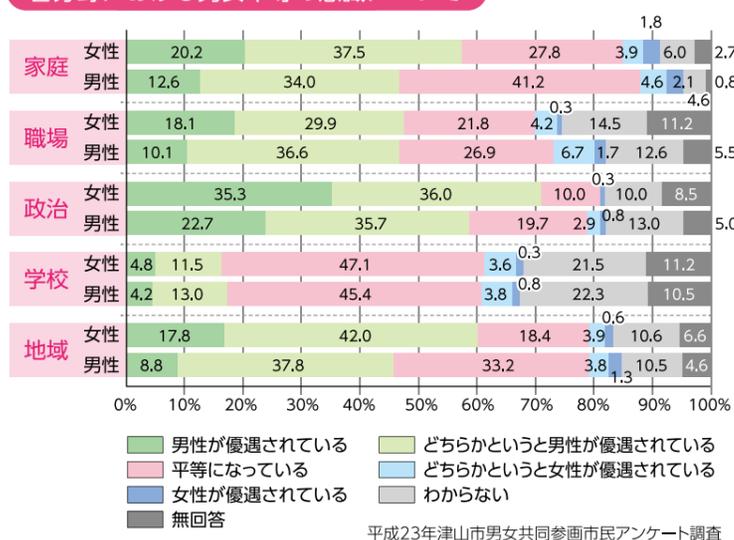
基本目標Ⅰ

人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

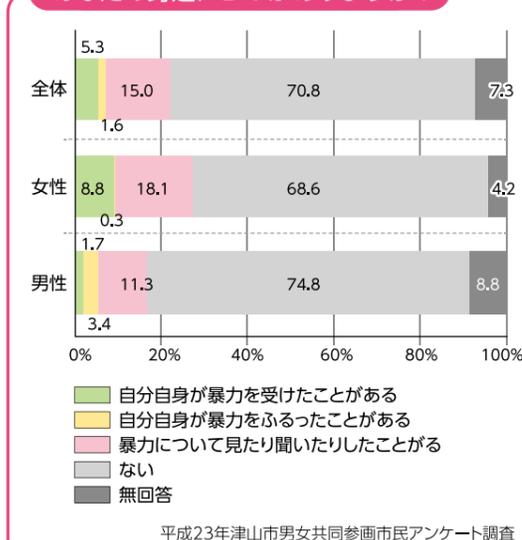
男女共同参画社会の実現のためには、男女の平等が保障され、一人ひとりの人権が尊重されるという人権尊重の意識を社会に浸透させていくことが重要です。

深刻な社会問題であるドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、ストーカー行為など、性別に基づいて起こる暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで必ず克服しなければならない重要な課題です。これら暴力の起因の一つとして考えられている性別に基づく固定的な役割分担意識は、時代とともに変わりつつあるものの未だ根深く残っています。少子・高齢社会を迎え、その変化に対応するためにも、男女共同参画社会の形成が不可欠であるということ、男性も女性も自身の問題として認識できるよう、さまざまな機会を捉え、意識改革のための啓発を行います。また、次代を担う子どもたちが男女共同参画への理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう、家庭や地域、学校での取り組みを進めます。

各分野における男女平等の意識について



あなたの身近にDVがありますか？



重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識づくり

- 主要施策(1) 男女共同参画の理解、意識改革のための広報・啓発
- 主要施策(2) 男女共同参画に関する調査・研究

重点目標2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

- 主要施策(3) 男女共同参画の視点に立った学校教育等の推進
- 主要施策(4) 男女共同参画の視点に立った生涯学習等の推進

重点目標3 男女間のあらゆる暴力の根絶

- 主要施策(5) 男女間における暴力防止の環境づくり
- 主要施策(6) 相談体制の充実



数値目標	現状値(H23年度)	目標値
「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきだ」という考えに「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」人の割合	女性：69.1% 男性：67.7%	男女とも80.0%
市民団体等と協働する男女共同参画市民企画講座の実施回数（H25～29年度の累計）	—	10回
公民館等への男女共同参画をテーマに盛り込んだ出前講座の実施回数（H25～29年度の累計）	—	10回
学校の中では「男女平等になっている」と思う人の割合	44.8%	55.0%
身近なところ（職場・地域・学校）でセクシュアル・ハラスメントを受けたことがある女性の割合	10.3%	5.0%
自分自身がDVの被害を受けたことがある女性の割合	8.8%	7.0%
DVの被害を受けたことがある人のうち、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合	24.2%	15.0%

基本目標Ⅱ

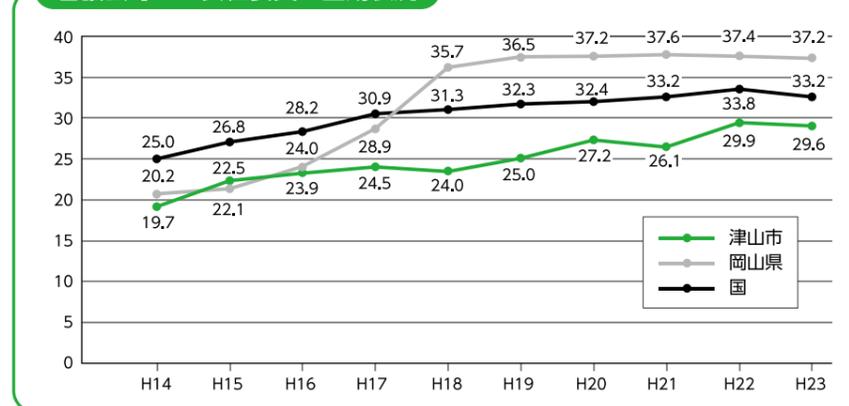
あらゆる分野への男女共同参画の推進

男女が社会のあらゆる分野に参画し、対等な構成員として、ともに責任を担うことは男女共同参画社会の基本となるものです。社会の構成員の半分は女性であり、構成員の意思を公正に反映させるためにも、政策や方針の決定にかかわる立場の女性を増やしていくことが必要です。

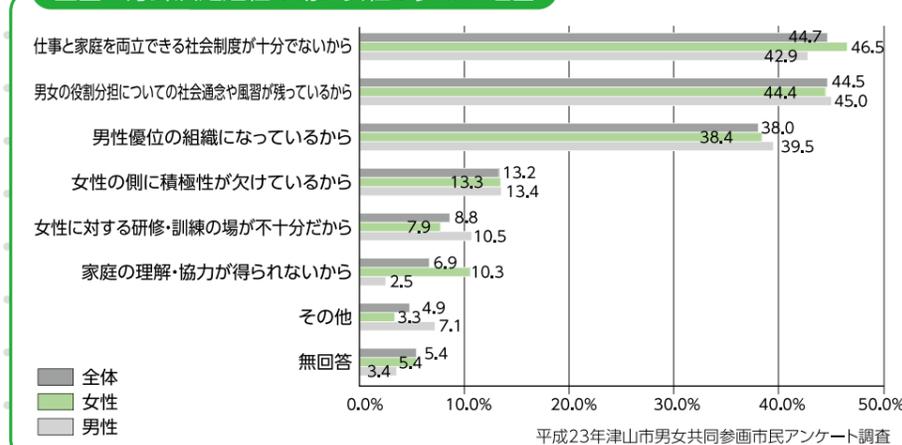
行政はもとより、関係機関、関係団体、事業者、市民団体などへも働きかけ、女性の参画の拡大を一層推進するとともに、女性のエンパワーメントのための研修や学習の機会を提供します。

また、男女共同参画の取り組みは国際的な動きと連動し、その影響を受けながら進められてきましたが、諸外国では男女共同参画施策が大きく進展している例もある一方、日本では未だ多くの課題が残されています。国際的な取り組みとの協調を図るため、諸外国における男女共同参画について理解することのできる人材の育成が重要です。

審議会等への女性委員の登用状況



企画・方針決定過程の場に女性が少ない理由



重点目標4 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

- 主要施策(7) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- 主要施策(8) 事業者・市民団体等への女性の参画の促進

重点目標5 国際的な取り組みとの協調

- 主要施策(9) 国際的な取り組みへの理解と市内在住外国人に対する支援の充実

数値目標	現状値(H23年度)	目標値
市の審議会等の女性委員の割合	29.6%	40.0%
女性のいない審議会等の比率	12.1%	0.0%
日本語教室の参加者数（のべ人数）	1,024人	1,050人

基本目標Ⅲ

多様な生き方が選択できる環境づくり

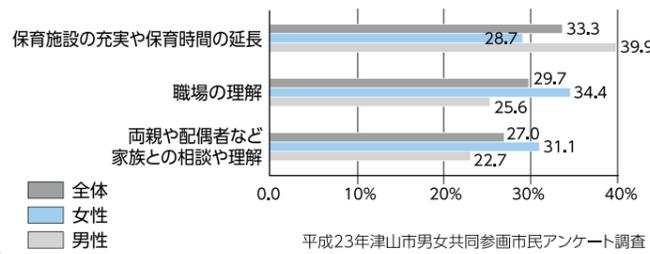
誰もがいきいきと暮らし、活力ある社会をつくるためには、男女がそれぞれの価値観やライフスタイルの多様性を認め合い、家庭・職場・地域においてバランスのとれた生活ができるように環境を整えることが必要です。

男女がともにやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たしながらも、安心して子育てや介護あるいは地域活動にも取り組めるようワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

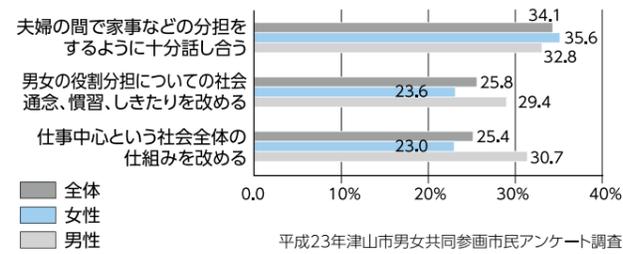
また、男女が対等なパートナーとして働くことができる職場の環境づくりを推進するとともに、女性のキャリアアップ、再就職・再チャレンジを支援します。

さらに、生涯を通じた男女の健康の保持・増進に取り組み、性と生殖に関して主体となる女性の権利を尊重するとともに、健康であることの重要性を正しく認識できるよう啓発を行います。

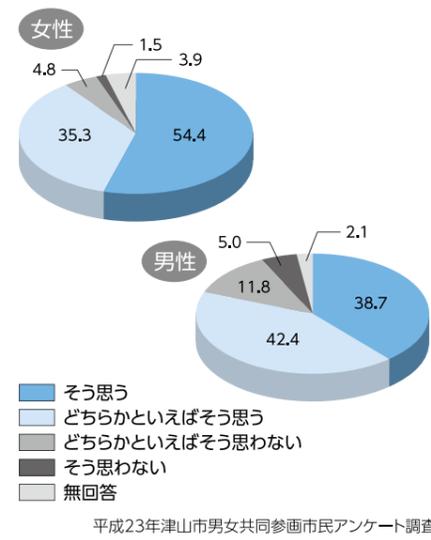
女性が働き続けるために必要なこと



男性が家事・育児などに参加するために必要なこと



「家事や子育てなどの生活の責任を男性も分担すべきだ」という考え方について



重点目標 6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

- 主要施策(10) 家庭における男女共同参画の促進
- 主要施策(11) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実
- 主要施策(12) 子育てや介護と仕事の両立の実現に向けた環境づくり

重点目標 7 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保

- 主要施策(13) 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり
- 主要施策(14) 女性のチャレンジ支援

重点目標 8 生涯を通じた男女の健康支援

- 主要施策(15) 健康の保持・増進支援
- 主要施策(16) 性と生殖に関する健康の重要性と母子保護に関する正しい知識の普及

数値目標

数値目標	現状値(H23年度)	目標値
一時預かり事業の実施	15箇所	20箇所
ファミリー・サポート・センターの会員数	971人	1,070人
事業所等を対象としたワーク・ライフ・バランスについての啓発講座の実施回数(H25~29年度の累計)	—	5回
現在、仕事と生活の調和がとれた暮らしができていると思っている人の割合	—	男女とも25.0%
認定農業者の女性比率	5.2%	5.5%
つやま産業塾(経営能力開発講座)の女性受講者数(H25~29年度の累計)	—	40人
県と共催する女性の再就職支援に関する講座受講者数(H25~29年度の累計)	123人(H20~23年度)	150人
特定健診の受診率	21.2%	60.0%
乳がん検診の受診率	16.0%	25.0%
子宮がん検診の受診率	13.4%	25.0%

基本目標Ⅳ

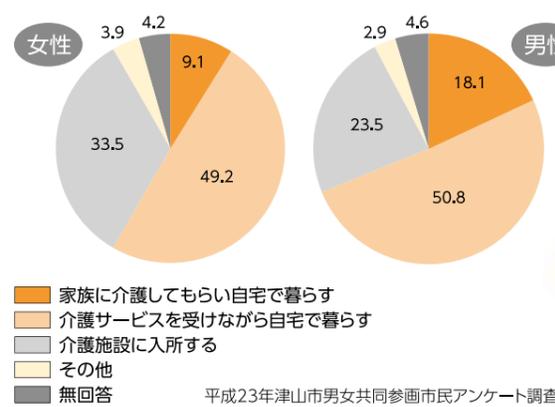
男女がともに支える活力ある地域づくり

少子・高齢化や過疎化の進行による労働力人口の減少、人間関係の希薄化や単身世帯の増加などさまざまな変化が起きているなか、地域における役割を男女がともに担わなければ立ち行かない状況となっています。多様な視点や考え方を持つ人材の確保・活用につながる男女共同参画の推進は、もはや個人の問題にとどまらず、地域社会を活性化させるためにも不可欠なものとなっています。

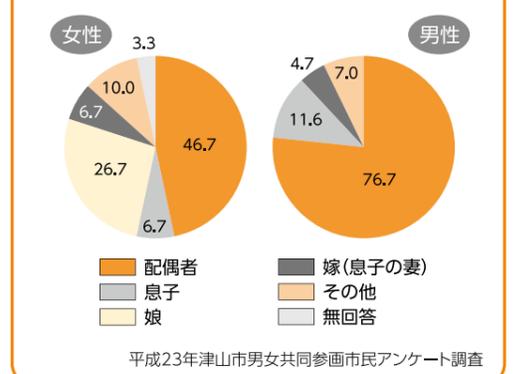
震災以降、重要性が高まっている防災や防犯の分野では、女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯体制を確立することが求められています。また、まちづくりや観光、環境の分野においても、女性の参画を拡大し、多様な視点と新たな発想を取り入れることも、地域社会の活性化につながります。

住み慣れた地域で健康で生きがいを持って暮らせることは誰もが望むことです。男性であっても、女性であっても、高齢になっても、障害があっても、それぞれの意欲と能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け、社会を支える一員として活動できる社会を築くためにも男女共同参画の推進を図ります。

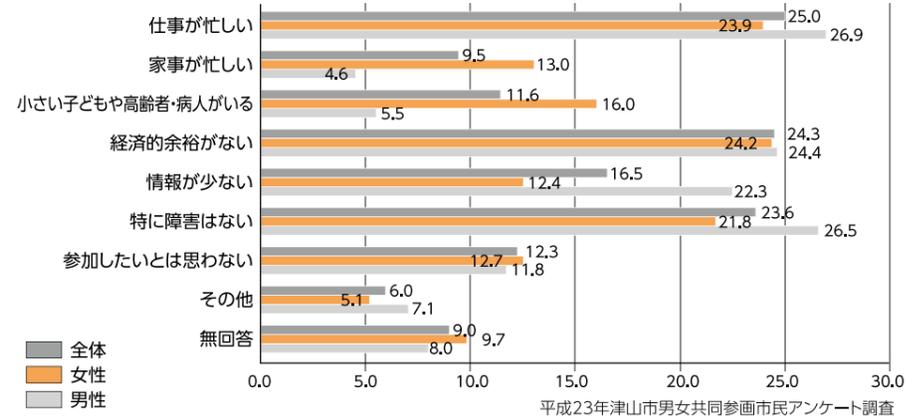
援助や介護が必要になったらどうしたいですか



誰に介護してもらいたいですか(家族介護希望者)



社会活動への参加の障害の有無



重点目標 9 地域社会における男女共同参画の推進と安全・安心な環境づくり

- 主要施策(17) 地域防災や防犯の分野における男女共同参画の促進
- 主要施策(18) 高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境づくり
- 主要施策(19) まちづくり・観光・環境の分野における男女共同参画の促進

数値目標

数値目標	現状値(H23年度)	目標値
自主防災組織の組織率	44.1%	100%
自主防犯組織の組織率	50.0%	100%
社会参加に関心のない人の割合	22.3%	15.0%



「男女がともにさんさんと輝けるまち つやま」の実現をめざして…

みんなで取り組みましょう！

男女共同参画社会の実現には、市だけでなく市民の皆さんや事業者の皆さんの主体的な取り組みが不可欠です。目標を共有し、それぞれの役割と責任を果たしながら、男女共同参画を推進していけるよう、みんなで力をあわせて取り組みましょう。

市民の役割

一人ひとりが男女共同参画について理解を深め、家庭・職場・学校・地域・その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に取り組みましょう。

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度・慣行の見直しなど、身近なところから男女共同参画のまちづくりに取り組みましょう。

事業者の役割

男女がともにその個性と能力を十分に発揮して、いきいきと働くことができる男女共同参画社会を実現するためには、事業者の果たす役割が重要です。

仕事と生活を調和させることができる職場環境を整備するように努め、積極的に男女共同参画のまちづくりに取り組むよう努めましょう。

市の役割

第3次つやま男女共同参画さんさんプランに基づき、市が行う施策を男女共同参画の視点に立って総合的かつ計画的に実施します。

津山男女共同参画センター「さん・さん」を拠点に、庁内の推進体制はもとより、市民の皆さん、事業者、国・県・他市町村など、さまざまな皆さんと連携協力して、施策を実施します。

「第3次つやま男女共同参画さんさんプラン」は津山市のホームページでご覧になれます

<http://www.city.tsuyama.lg.jp/>

津山市トップページ > 部署名で探す > 総務部 > 人権啓発課（津山男女共同参画センター「さん・さん」）

第3次つやま男女共同参画さんさんプラン【平成25年度～29年度】概要版

■発行年月／平成25(2013)年3月 ■発行／津山市 ■編集／津山市総務部人権啓発課 イラスト／山本あき子
〒708-8520 岡山県津山市新魚町17 アルネ・津山5階 TEL.0868-31-2533 FAX.0868-31-2534